

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成23年9月5日（月）

開 会 午前9時0分

【議 事】

議案第68号 「所沢市市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

議場でも再三にわたり質疑があったことだが、再度確認をしたい。今回は人間ドックの検査項目が変更になり、血清アミラーゼ、血清鉄、精密眼圧測定といった検査項目の追加によって、1,050円を値上げするということだが、1,050円とした理由を伺いたい。

吉野市民医療
センター事務
部総務担当参
事

1,050円とした理由についてでございますが、精密眼圧検査は保険点数82点の820円、血清アミラーゼ、血清鉄の検査にかかる試薬（診療材料費）が535円かかります。合計で1,355円となりますが、少し値引きをして1,050円と設定させていただきました。

平井委員

生活習慣病検診にかわるものとして半日コースがなくなったという理解でよいのか。

吉野総務担当 生活習慣病検診にかわるものとして廃止したわけではなく、もともと半
参事 日コースは、昭和52年から現在に至るまで、検査項目を変えずに実施を
してまいりましたが、特定検診の検査項目に合致しておりませんでした。
検査項目を見直すために半日コースは廃止させていただき、新たに特定検
診の検査項目に合致する生活習慣病に特化した検査項目を設定させてい
ただいたということです。

平井委員 過去5年間で半日コースを受けていた方は何人いたのか。

吉野総務担当 平均で約985人となります。

参事

平井委員 この985人の方々は生活習慣病検診にかわるということなのか。

吉野総務担当 そのように理解しております。

参事

平井委員 今までに国民健康保険を使って検診を受けていた方が、生活習慣病検診
にかわると費用負担はどのようにかわるのか。

吉野総務担当 今まで半日コースで国保の補助を受けられていた方は、精密眼底検査が

参事 追加されますので1万7,314円となります。今回2万3,100円に設定させていただきますので、5,786円の増額となります。

久保田委員 今後も最小の軽費で最大の効果を挙げるように医療センターも留意いただきたいと思うが、その点についてはどうか。

小笠原市民医療センター事務部長 今回の料金改定につきまして、一日コースの場合は、日本総合検診医学会の必須項目である精密眼圧検査が入っていないので、このままでは来年度から認定が取り消されてしまうことになり、また、健康保険組合と契約ができなくなるにより大勢の市民の方が利用できなくなることになります。併せまして、利用者から検査要望がありました、血清アミラーゼ、血清鉄の検査を追加させていただきました。運営委員会の中でも、必要な検査を加えるので、必要な料金改定であり、値上げではないとの御意見もいただいております。半日コースの場合は、健康保険組合から現在の半日コースでは契約ができないとの申し出がありましたので、生活習慣病に特化した、必要とされている検査項目を追加したものです。

久保田委員 緑内障や糖尿病による視力の低下など、目に関する相談件数はどのくらいあったのか。

吉野総務担当 市民医療センターは小児科と内科を標榜しておりますので、内科医によ

参事 　　る眼科専門医の受診についてお願いをしております。

植竹委員 　　民間の健診機関において、人間ドック検診にかかる費用を伺いたい。

吉野総務担当 　　検討するにあたり県内の31の健診機関を調査いたしましたところ、平
参事 　　均が3万8,554円(税込み)となりました。最高が約4万7,620
円(税抜き)、最低が約3万4,000円(税抜き)でした。

植竹委員 　　平均額からすると、今回の料金改定については若干安いということであ
るが、半日コースにおける検査項目は人間ドックの検診項目にも含まれて
いるのか。

吉野総務担当 　　そのとおりです。

参事

脇委員 　　人間ドック検診の場合は加盟している健康保険組合から補助金が出る
と思うが、生活習慣病検診にかかった場合、それぞれの組合の比率につい
ては把握しているのか。また、国民健康保険の補助はどのようになるのか。

吉野総務担当 　　健康保険組合の助成の比率については、それぞれの組合によって補助率
参事 　　が違いますので、医療センターでは把握をしておりません。次に、国保加

入者の補助額については、今後は所管課である国保年金課が国民健康保険運営協議会に諮り、補助額等を決定するものと考えておりますので、現段階で医療センターとしては何とも申し上げられません。

協委員

今回の条例の一部改正を提案するにあたり、並行して国民健康保険運営協議会でも議論がされてきたのかということと、半日コースに対する国保の取り扱いについて伺いたい。

吉野 総務担当
参事

条例の一部改正についての情報を所管課には提供させていただいており、本会議の議案質疑における市民経済部長の答弁にもございましたとおり、今後所管課において検討されることになろうかと思えます。

小笠原 市民医
療センター事
務部長

国民健康保険組合からは、半日、一日コースの両方に対して補助金が出ております。

協委員

その比率というものはどのような方法で決められていくのか。

小笠原 市民医
療センター事
務部長

最終的な方向性を決定するのは国民健康保険運営協議会だと思いますが、現在一日コースは1万6,000円、半日コースは1万1,000円の補助金が出ております。ただし、国民健康保険の半日コースは、半日コ

ースプラス眼底検査が付いておりますので、1万5,750円プラス眼底検査で1万7,314円となり、そのうち1万1,000円が補助額となります。今回の料金改定につきましては、昨年から情報提供を行っております。

赤川委員

追加される検査項目は、近隣の他自治体においてスタンダードなものになっているのか。また、平成24年4月1日から施行ということで当初予算にもかかわってくると思うが、受診率と健康検診料の増加はどのくらいを見込んでいるのか。

吉野総務担当
参事

人間ドック検診の一日コースについて、近隣自治体の公立病院の状況ですが、日本総合健診医学会の認定を受けている病院であれば、医療センターの検査項目と同様のものかと考えています。次に、受診率等の増加の見込みについてですが、現在一日で最大73人の受け入れを行っておりますので、その人数に変化はないものの、受診率の90パーセントは維持できるものと考えております。現在の受診者数が維持されると仮定して試算いたしますと、人間ドックの一日コースで約1,000万円、半日コースの廃止に伴い約2,100万円の減収となりますが、それにかわるものとして、生活習慣病検診で3,100万円の収益が見込めますことから、合計で2,000万円程度の増収が見込まれると考えております。

赤川委員

近隣他自治体の健診機関では、今回追加した検査項目は既に入っているのか。

小笠原市民医療センター事務部長

精密眼圧検査は必須項目となりますので追加するものです。血清アミラーゼと血清鉄の検査については、医療機関によって違いはありますが、ほとんど入っていません。受診者から特に希望がありましたので、検討した結果として追加したものです。他の健診機関より検査項目は多くなると思います。

島田委員

生命保険等に係る医師面談料について、30分で5,250円は、民間と比べても妥当な金額となっているのか。

吉野総務担当参事

他の健診機関を調査いたしましたところ、それぞれ金額のばらつきはありますが、一番高い金額の5,250円に設定させていただきました。設定の根拠といたしましては、診察が15分で初診料は2,700円であり、30分の面談ですと、2,700円掛ける2として合計で5,400円になりますが、切りのいいところで、消費税込みの5,250円として設定いたしました。

平井委員

今後の国民健康保険運営協議会への諮問について、今回の料金改定に伴い、値上げされる分を国保の補助金として出してもらいたいといった医療

センターの意思を反映することはできるものなのか。

小笠原市民医療センター事務部長
今回の料金改定にあたりまして一番心配していることは、受診者のご負担が増えてしまうということです。今までもご配慮いただきたいということとは伝えておりますが、あくまでも所管課は市民経済部国保年金課ですので、市民医療センターとして国民健康保険運営協議会へ意見を申し上げることはできません。

【質疑終結】

【意見】

平井委員
議案第68号について、私たち会派も随分と考えた。議案質疑や委員会におけるさまざまな質疑において、国保加入者については5,700円以上の改定料金の値上げとは、やはり現在の情勢の中でかなりの負担増になるということと、所管が違うので医療センターにかかわる議案で反対するのは申し訳ないが、十分に医療センターの努力は認めつつ、値上げについては反対する。

脇委員
特に生活習慣病検診について、よりよい検査のために検査項目が追加されたことは評価いたします。委員会での質疑を踏まえて、所管は違いますが、市民経済部が国民健康保険運営協議会で生活習慣病検診の値上げ分の利用者負担を十分加味した負担軽減策を検討すべきであるという意見を付して賛成の意見といたします。

久保田委員

賛成の立場から意見を申し上げます。私もこの間医療センターでやっかいになり、検査をしたらちょうどいい具合にいったわけですが、医療センターの配慮によって、細かいところを見ることによって毎日の生活が楽しくなるわけですから、引き続き、市民のために細かいところまで丁寧に気を使って、今後進めるようお願いしたいと思います。

【意見終結】

【採 決】

議案第68号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 午前9時30分

(説明員交代)

再 開 午前9時31分

議案第63号「所沢市立所沢図書館設置条例の一部を改正する条例
制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第63号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

議案第64号「所沢市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

所沢市スポーツ推進審議会条例を制定することによって、所沢市のスポーツの何が変わるのか。

関口スポーツ
振興課長

スポーツ振興法とスポーツ基本法の違いかと思います。今までのスポーツ振興法は、スポーツの振興のため、これからどう体制を整えていくかということですが、今後は、スポーツ基本法に移りまして、ある程度の体制ができたなかで、さらにスポーツの推進を図っていくための体制を作ることです。スポーツ推進審議会により、市のスポーツの推進に関する事項について審議が深まると考えております。

平井委員

この条例において、「委員15人以内」との規定があるが、この委員はスポーツに関係のある方がなるということによいのか。

関口スポーツ
振興課長

主にはスポーツ関係団体の推薦を受けている方、その他早稲田大学であったり、所沢医師会から推薦を受けた方々など、13名で構成しているところです。

平井委員

スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたわけだが、スポーツ振興法のとくにおいて、所沢市のスポーツの状況が大きく変わった事例というのはあるのか。

関口スポーツ

特に大きく変わった事例というのはありません。

振興課長

協委員

スポーツ基本法への改正により、障害者スポーツについても規定がなされていると認識しているが、所沢市スポーツ推進審議会の委員として、障害者スポーツに関することをよく理解されている方や、障害者スポーツの当事者などの方を加えるということも視野に入っているのか。

関口スポーツ

障害者団体から委員を推薦していただいているということはありません。今後、引き続き、任期まで同じメンバーが引き継ぐわけですが、例えば、早稲田大学の教授等、スポーツに関しての知見を有する方々とともに、今後、そのことについても審議の議題にあげていきたいと考えております。

振興課長

植竹委員

現在、所沢市のスポーツ振興計画は、どれくらいの計画が進められているのか。

関口スポーツ
振興課長 進ちよくの度合いですが、施設等々の観点から見ますと、体育施設の計
画や各スポーツ施設の整備充実などを図っているところであります。

植竹委員 所沢市スポーツ振興計画というのは、施設管理の視点から捉えればよい
ということか。

関口スポーツ
振興課長 事業、大会等の充実、施設の活用や人材の育成など、スポーツの推進・
振興のための計画ですので、多岐にわたって計画されています。

久保田委員 所沢市のスポーツの場所であるが、サッカー場や運動場などにしても他
の市と比較すると、市の中心部にはスポーツ施設がないことから、アクセ
スや利便性の面で遅れをとっている印象を受けるが、スポーツを通じた市
民の生活の充実のために、スポーツを行う場所についてももう少し配慮して
いただきたいと思うがどうか。

関口スポーツ
振興課長 議員ご指摘のとおり、なかなか、市街化区域に運動場などを設けるとい
うのは難しいと思います。航空記念公園に、県の協力を得て、サッカー場
の芝生化の話を進めているところです。市独自で行うだけでなく、県など
何らかの協力を得ながらスポーツ施設の拠点地域のようなものは作って
いきたいと考えておりますが、中心部にスポーツ施設をつくるということ
は、難しい課題であると考えます。

荻野委員

所沢市スポーツ推進審議会条例、第2条第2項の関係でお聞きしたいが、旧条例、第2条第3項をみると、「市長の意見を聴いて任命する」とあり、改正後、教育委員会に「委嘱する」という表現になっているが、市長の意見を聴く必要はないということになった理由を伺いたい。

関口スポーツ

振興課長

今までのスポーツ振興法では細かく規定があり、その中に委員の選任にあたっては市長の意見を聴くという条項がありました。ただ、今度のスポーツ基本法におきましては、そういった細かい規定がかなり省かれていて、その条項も削除されたので、それを受けて同様な形で条例を改正したということです。

荻野委員

旧条例では「関係行政機関の職員」という文言があるが、これもなくなっている。この旧条例の「関係行政機関の職員」というのはどういった方が対象になっていたのか。

関口スポーツ

振興課長

これもスポーツ基本法では削除されましたので、それを受けて条例においても削除したわけであります。また、かつて平成10年度、平成11年度に所沢青年の家の所長にこれを委嘱した経緯がありますが、特にその後、関係行政機関の職員を委嘱したことがないので、この規定については削除しました。ただ、新条例において、市民その他教育委員会が必要と認められた者は、委嘱ができますので、特に必要があれば、そういった方も委員

に委嘱していきたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第64号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第65号「所沢市体育施設設置及び管理条例及び所沢市都市公園条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

今まで弓道場の料金体系は、一的単位であったが、今度は武道館にあわせて時間単位に変更したということであるが、これは全国的にそうなのか。

関口スポーツ

入間地域の13市町を調べたところでは、時間単位での料金体系でありました。

振興課長

平井委員

なぜこの時期にやるようになったのか。

関口スポーツ

昭和45年に弓道場が開設した当時は、団体を主な対象としていた経緯がありました。ただ、近年、個人で時間を区切ってやるという個人利用が増えてきて、そのために、武道館と一緒にすることで個人の利用率の向上や施設の効率的な運用を行っていくため、ここで見直しをはかったということでもあります。また、専用利用といいまして、団体利用も可能です。

振興課長

荻野委員

今回、料金体系を見直すことによって、使用料の収入はどのようになる

見込みなのか。

関口スポーツ
振興課長 試算も難しいところかと思います。この事業は弓道連盟に指定管理をしていますが、協議をしたところ、個人利用を促進することによって、月に1万円から2万円くらいの収入の増はあるのではないかとということです。

協委員 新条例により、金額だけみると値上がりと思える面もあるが、今の説明だと、個人の利用に関しては、負担感としてはむしろ使いやすくなるという理解でよいのか。

関口スポーツ
振興課長 その通りだと思っております。個人利用にとっては、大変利用しやすくなるのではないかと考えております。

平井委員 例えば、午前9時から午後9時まで使うと、7200円ほどかかり、大幅に高くなるという印象を持つが、そのように長時間利用をする団体というのは今までにあるのか。

関口スポーツ
振興課長 12時間使うような団体はほとんどないと思います。長時間使う場合というのは、大会などのときです。

植竹委員 今回の料金体系の時間制への変更は、近隣の市に合わせたということで

よいのか。

関口スポーツ
振興課長 近隣の市の状況もさることながら、所沢市民武道館が時間制でお貸ししておりますので、同様の体系にした方が、市民の皆様にとって分かり良い、使い良いということがあると思いますので、そういったことを含めて改正をお願いしますものです。

植竹委員 現状、他市の方で、利用されている方もいるのか。

関口スポーツ 少しおります。

振興課長

植竹委員 他市の利用者もいるということだが、他市と同様の時間制の料金体系にすることで、他市にお住まいで所沢市の弓道場などを利用している方が利用しなくなるという認識はないのか。

関口スポーツ
振興課長 今、ダイアプラン3市の方については、所沢市と同じ一的1,000円ですが、他の市外の方は倍の2,000円になります。そういったことから、2時間400円で使えるということになると、そういうことが周知されれば、逆に増加もありうると認識しております。

島田委員 現在、弓道場は何的あって、団体利用だと一的あたり幾らくらいになるのか。

関口スポーツ 現在、弓道場は6的あります。一的単位の料金体系ですので、団体利用
振興課長 においても料金は1,000円です。

脇委員 使いやすさの面では評価できるが、ただ、市民武道館の設備と弓道場の
設備、施設の整備状態に差異があると思うが、両者の差異についてはどの
ように考えているのか。

関口スポーツ 確かに、昭和45年から業務を開始しておりますので、設備としては老
振興課長 朽化している部分もありますが、指定管理者において修繕を適宜行ってい
ます。運営にあたっては同様の料金体系で行うのが適当であると考えてお
ります。

赤川委員 早朝の利用状況について伺いたい。また、市として弓道場の場合には指
定管理者に対して場所を提供するということがあると思うが、維持管理の
ために、消耗品など市として負担するものはあるのか。

関口スポーツ 総合運動場テニスコートで申し上げますと、早朝利用の利用可能こま数
振興課長 が、1年間に約1,000件ほどあります。早朝の利用件数が約760件

ということで、77パーセントほどの稼働率です。それから、特に、市では消耗品についての支出はありません。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第65号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第80号「所沢市立所沢図書館所沢分館等の指定管理者の指定
について」

議案第81号「所沢市立所沢図書館新所沢分館等の指定管理者の指
定について」

吉村委員長

議案第80号及び議案第81号については関連しているので一括議題
としてよいか。(委員了承)

【補足説明】

山崎教育総務
部長

議案質疑において、城下議員のご質疑に対し指定管理候補者の管理費に
関しての答弁を委員会の方で申し上げるとしておりましたので、これから
図書館長よりその説明をさせていただきます。

斉藤図書館長

所沢市立所沢図書館分館の管理に係る収支見積書の中における管理費
14パーセントという記述の具体的な内容ですが、これは各分館に配置さ
れます従業員の労務管理費にあたる経費の割合になっております。

【質 疑】

島田委員

議案資料 No.1 の137ページ、3番総合評価の のところだが、指定
管理者の評価について、豊富な経験の蓄積の面で安定的な運営が期待でき
るということになっている。この文面だけでとらえると業者任せの感を抱
くが、まずは業者任せではなく、市としてのビジョンを示してもらいたい。
また、5年間という長い枠組みになっているので、しっかりとしたビジョ

ンがないと次の5年後において、指定管理者がか変わった場合、また中身が変わってくるようでは、図書館として困るのではないかと思う。

斉藤図書館長

中長期計画につきましては、今後策定していく予定です。現在は、図書館法第3条等における図書館としての大前提の役割に則り、業務を進めているところです。今後策定する中長期計画いわゆるビジョンについては、現在運営方針の根幹としております図書館法等における図書館としての使命を念頭に置き、指定管理の導入ということになりましたら、指定管理者のノウハウ等を活用しながら、充実した計画を策定し、安定した運営を進めていけるものと考えております。

赤川委員

同じく、 をみると、「図書館分館を管理運営する場合の基本的考え方」のなかで、指定管理者が所沢市の基本理念と方針の理解を明確に述べたとなっており、それにより総合評価で高い得点が得られたということになっていると理解しているが、業者が基本方針でなにを述べたのか聞きたい。

斉藤図書館長

総合計画などに位置づけされている内容について十分理解をし、それに基づいて進めていくということです。それに加え、図書館の運営方針に掲げている、「暮らしの中に図書館を」ですとか、「市民の方に親しまれる図書館を」といったことを述べておりました。

赤川委員

所沢市としての基本方針を理解したうえでということだが、そのうえで、業者は様々な提案をされているわけだが、市としてはそのような提案というのは少なからず影響を受けるのではないかと思うが、そこについて伺いたい。

斉藤図書館長

ご指摘の通り、指定管理者からの提案もあります。そのような提案については、反映できるものについては進めていきたいと思います。総合計画、教育振興基本計画といったもの、図書館の役割や方針を前提としながら、さらに市民サービスを向上させていくためには、指定管理者の提案は有意義な面があると思います。

平井委員

所沢図書館の目指すものとは、市民が自ら学び考え、成長し、課題の解決や意思決定に必要とする知識や情報収集し、多様な要求に応じられるよう現在及び将来にわたって様々な情報資料を体系的に整理し提供するという役割である、と示されている。これが、所沢市の図書館の目指す方向であるかと思ったが、これは何なのか。

斉藤図書館長

まさに、そこに書いてあることが、先ほどから述べております我々の役目と考えております。それを前提とし、大枠としたうえで、今後、より明確なビジョンの作成について、検討を進めていきたいと考えております。

平井委員

図書館としての目指すべき方向性が示されてあるのに、議員の質問に答えられないのは、所沢市に目指すものがなかったからではないか、と推測してしまう。この指定管理にあたっては、まず、最初にビジョンをつくって、その後、指定管理にするか直営にするかを検討する期間があったうえで、指定管理に移すというのが道筋だと思うがどうか。

斉藤図書館長

この計画等を含めて、長期ビジョンの策定については、いろいろな考え方があろうかと思います。他市におきましても確固たるビジョンを策定していないところもございます。私どもとしましては、大前提である図書館としての役割・方針に基づき、より具体的なビジョンについては、これから策定していくということで考えております。今まで培ってきたものに加え、指定管理が導入されるということであれば、新たな提案やノウハウ等も参考にして、実際の運営を通して、これから先5年、10年さらにまたその先というような将来を見据えたビジョンを構築していきたいと考えております。

平井委員

これから所沢市が行おうとすることであるが、図書館分館などについて、立地条件も利用者の状況も全く違うにもかかわらず、同じところに委託をするということには無理があると思う。詳しい調査をしないままに、今後行っていくという答弁を受けると、はたして図書館の果すべき役割を真に行っていけるのかと疑問に思うがどうなのか。

斉藤図書館長

地域によつての違いについては、日ごろ窓口等で利用者の方からお話をいただいたり、図書館に寄せられる「利用者の声」や「市長への手紙」などもございます。また、様々な行事を通してご意見を頂戴することもあります。現在は、そのようなことを通して地域の情報を把握し、それぞれの地域に合った事業を進めております。一方で、所沢市としましては、偏りなく全体に行き渡る統一的なサービスを向上させていきたいとも考えております。また、これから管理が変わることになりましても、継続的に調査を行い、市民の意見を頂戴していきたいと考えているところです。

平井委員

所沢市は、市が考える指定管理にあたっての様々な条件を設けているが、これだけ条件をつけてしまうと地域にあわせた図書館のあり方というのは入り込む隙がない。だから、実際、地域の状況にあわせてサービスを行うとしても業者のあるべき姿勢というのは大方決まってしまうわけであるから、民間のノウハウが入り込む隙間がないと思うが、そういう点についてはどう考えているのか。

斉藤図書館長

偏りのない統一的な業務の要請という面もありますが、図書館には、図書館法等に基づく運営方針が存在しています。現在も、その運営方針を大前提としたうえで、地域や時期に合ったサービスを実施しております。例えば、所沢市においては、地域の利用者の特性にあった行事、子どもに関わる事業については、地域の利用者の状況に合わせて行っていくというこ

とを、現在も進めております。これから、指定管理が導入された場合においても、図書館としての役割を念頭に置き、様々なノウハウ等を活かしながら、さらに発展させて進めていけると考えております。

平井委員

しかし、図書館業務のなかで基本となるサービスについては、所沢図書館長がマニュアルを決めるということになっている。そして、指定管理者はマニュアルに沿って基本的なサービスを実施するとある。これでは地域の状況に合わせた図書館の運営を行うのは難しいのではないかと。実態調査も行わずに、図書館で画一的なマニュアルを作ってしまうということであるから館長の答弁と矛盾しているのではないかと。

斉藤図書館長

基本的なサービスについては、マニュアルの作成により統一されたサービスを提供していく、これは大前提であります。ただし、そのマニュアルにつきましても、いろいろなやり方が、各図書館によってあるかと思えます。現在、調査もしておりますし、他の都市で経験をしている民間事業者のノウハウも参考にしております。マニュアルについても、今あるものを一切直さないというわけではございません。様々なご意見をいただきながら、協議を重ねていく中で、改訂できるもの、変更できるもの、市民にとってサービスの向上するものについては、マニュアルを修正することも可能と考えております。随時、直していくべきものは直しを進めていく考えです。

平井委員

所沢図書館新所沢分館の方は全く新しく、これから作る図書館であるが、そういった意味では、どういう人たちが利用するのか、何時頃が多いのか、学生が多いのか、あるいは60過ぎの方が多いのか、子どもたちか、そういった状況の把握もないままにマニュアルを作成して行うわけであるから、条件が違うものを同じ業者に委託するという事で矛盾というか問題があるのではないか。そういったことに関して、十分な解明がないままに、いま所沢市は図書館業務を委託しようとしているという理解でよいのか。

斉藤図書館長

新しい図書館につきましては、どのような利用者が、何を求めているのかということ、十分に調査を行っていない部分もあるかと思えます。ただ、図書館の貸出等の窓口業務につきましては、どこの図書館でも同じように行わなければならない業務でありますので、新所沢分館につきましては、夜間開館を平日午後9時まで予定しているところです。そうなりますと、その地域だけでなく、少し遠い方でも、夜間の利用が可能となります。そのような状況を踏まえて、どのように対応していくかということ、こちらも考えております。また、同じ施設の中に児童館もあり、隣に北小学校もありますので、そのような施設とも連携を深めながら、新所沢の分館については、今後も十分に地域のニーズを把握しながら、進めていけると捉えているところです。

植竹委員

議案資料 No.1 において、指定管理候補者の業務の中に、図書館の利用が困難な方へのサービスということが示されている。障害者サービスへの利用登録受付、障害者サービスの案内などがあり、指定管理者評価集計表の中に、乳幼児・高齢者・障害者サービスに関して、今回、ヴィアックスは18点を取られている。このヴィアックスは障害者サービスについて高い点数を取っている一方、人員確保について障害者雇用のところでは、0点となっている。障害者へのサービスは高いが、しかし、雇用に関しては0点ということであり、このギャップをみるにつけ、信頼性に疑問は抱かないのか。

斉藤図書館長

障害者サービスについては積極的に進めていく、ということで記載されています。雇用については、確かに採点でも分かるように、記述されていません。ただ、そのようなことも配慮してやっていくと聞いておりますし、選定委員会からも障害者の雇用については十分に考慮することというご意見をいただいております。

植竹委員

報告書における付帯意見で、確かに、障害者雇用について考慮することとあるが、今後、付帯意見をつけた市としての対応というのはどのように考えているのか。

斉藤図書館長

この点については、承認をいただいた後、協定書の協議に入ってまいり

ますが、その中で、十分協議してまいります。それ以降、実際に運用が始まった後についても、モニタリングなどを通して、定期的に評価を行っていき、協定と違うところがあれば、是正指導等も行っていきたいと考えております。

協委員

分館についての指定管理者制度の議案だが、本館については直営で、分館については指定管理にするという運営の方式であるが、図書館本来の業務として、郷土資料、行政資料など、様々な資料の収集や公として保管、研究すべき業務があると思う。それについては、本館直営、分館は指定管理と分ける中で、どのように行っていくのかということもまさしくビジョンの中で示されるべきだと思うが、その点はどのように認識されているのか。

斉藤図書館長

図書の購入につきましては、現在でも本館でまとめて発注をしています。所沢では、図書館ごとに本の所蔵が決まっているということではなく、本館と分館合わせて全体を一つの図書館として考えており、借りた図書を別の館で返せば、返した図書館の所在となります。さらに、参考図書については、各分館にもありますが、本館において、レファレンスを含めた専門的な資料を所蔵しております。これからも、同様に、本館が中心となって、市民のニーズを十分考慮しながら資料収集を進めていけると考えております。

協委員

分館ごとに運営の方針をビジョンとして位置づけておかないと上手く機能しないのではないかと思うがどうなのか。

斉藤図書館長

図書の収集については、所沢図書館の資料の収集方針というのがあり、それに基づいて、広くいろいろな方に利用される本、専門的な本など様々な分野の本を集めるということを行っております。もちろん、今後の計画の中でどのように収集していくかということも検討対象になるかと思えます。現在においてはそのような方針をもって行っておりますので、今後もそれにもとづきまして、広く、また過不足なく収集していきたいと考えています。

協委員

そういう作業をする場合、専門的な業務に対しての知識や経験をもっている方の存在は重要であると思うが、本館が直営、分館は指定管理という中で担保されるという認識なのか。

斉藤図書館長

本館にも、司書がおります。指定管理をお願いする中にも、責任者にあたる方は、必ず司書の資格を持っていますし、司書率の向上もお願いしているところです。毎月、専門的な部門ごとの協議の場も設けておりますので、先ほどの図書の収集など、様々なサービスについて十分協議をし、パートナーとして進めていけると考えております。

協委員 指定管理の場合は、期間が5年であるが、そこに従事していた方が、引き続き継続するかについては不確実という制度と考えてよいのか。

斉藤図書館長 期間は5年ですので、その時点で、次の業者に代わることもあります。当然、引継ぎについては、協定書の中などで円滑に行えるようにしていきたいと考えております。

平井委員 本会議において、荒川議員が質問していた指定管理料を評価項目に加えなかった理由について、詳しく説明をお願いしたい。

斉藤図書館長 本会議での説明に関してですが、議案資料における、指定管理料について経費が効果的、効率的かどうか、さらに、団体の経営が安定しており、施設管理を継続的、安定的に行うことが可能か、収支計画と事業計画の整合性がはかられているか、収支計画の積算が明確で実現可能か、経費の縮減はどうかといった項目において、収支見積書を御覧いただきまして、選定委員会の方に検討してもらい、判断していただいております。さらに、選定委員会の中に、公認会計士の方も委員として加わっていただいておりますので、業務等の内容につきましてもご報告いただいております。

平井委員 議案質疑における荒川議員の資料をみているが、市川市の市川駅南口図書館という指定管理候補者の選定評価表の中には、ヴィアックスが入って

いるが、ここでは、価格評価点数が非常に低く、0.47である。A団体が0.87、B団体が7.38、C団体が6.76で、そこと比較してもとりわけヴィアックスが低かった。そうしたことから、今回の評価項目は非常に曖昧であるという指摘をせざるを得ない。こういう違いについては、所沢市として研究したり、疑問を抱くということにはなかったのか。

斉藤図書館長

評価表については、経費や運営の方法について、十分に判断が可能であるという項目で作成し、点数表についても同様な観点から決めて設定したものです。

平井委員

参考資料の207ページに、所沢市立所沢図書館分館の管理に係る収支見積書というのがあり、新所沢グループ分全体ということになっているが、この中の一般管理費というのが、人件費を除く支出の3パーセントとあるが、これが主たるヴィアックスの儲けの部分かと思う。これが極めて少ないと感じるが、こんな少ない儲けでやっていけるのかと思うが、そういう点の評価は所沢市はどうされているのか。

斉藤図書館長

一般管理費ですが、それぞれ、会社の儲け、利益の判断について、所沢市だけの収支で行っているのかどうかによると考えます。今回提案してきたところには、いくつか部門がありまして、アウトソーシング部門ということで、都内を中心に指定管理業務委託を受けております。会社組織では、

いくつか部門がありまして、会社全体としての収支についてみるということもあるかと思えます。会社の中の収支の部分ですので、所沢市の図書館における業務のみにおいて会社の儲けを判断するというのは、押し量れない面もあるかと思えます。会社の運営のことですので、私どもとしては、詳細には判断しかねるということでもあります。

平井委員

指定管理料というのは、一回契約すると5年間は変わらないという理解でよろしいか。

斉藤図書館長

今回債務負担行為もお願いしているところですが、その範囲内で協定を結ぶこととなります。また、年次協定も結びますので、その中の経費で行っていくということです。基本的には大きく変わらないと考えてよろしいかと思えます。

平井委員

山崎教育総務部長は議案質疑において、指定管理料に関して、余った分は返してもらうといった答弁をされているが、一旦契約したものについては、指定管理料は変わらないという認識と、余った分は返してもらうという答弁はおかしいのではないか。

斉藤図書館長

人件費、修繕関係につきましては精算を行うこととなります。この精算については、一度、支払を行った後で、還付という形で行うことになりま

すので、そういう意味での答弁です。

平井委員

修理費は所沢市が持つということになっているので、それは当然のことだ。そうするとヴィアックスが示した人件費の収支報告も非常に曖昧なものという認識を私は抱くが、どうなのか。

斉藤図書館長

人件費については提案がありましたが、最低ラインであろうと、そのように考えています。さらに、今後、契約するなかで、検証していきたいと思っています。その後につきましても協議する場もありますので、継続的に確認をしていきたいと考えております。

平井委員

人件費の最低のラインということは、5年間、業務に従事していれば昇給もあるということなのか。

斉藤図書館長

昇給等の話ですが、実際に見積において、年度ごとに人件費が約0.5パーセントの上昇ということで数字が示されておりますので、昇給ということで提案があったと捉えております。

平井委員

板橋区の中央図書館の事例においては、指定管理料の算定について、監査委員が問題点を指摘している。それというのは、本社経費の歳出根拠が確認できる資料の提示がなかったため、板橋区の図書館に係る経費である

か確認ができず、その結果、適切な指定管理料であるか判断できなかったというものである。もう一つは、板橋区における中央図書館の指定管理者の決算概要によれば、本社経費は利益を含まないとしているが、経費の内訳と算出根拠を中央図書館が確認しているわけではないので、利益が含まれているかわからなかったという監査の指摘である。この板橋区の中央図書館の指定管理料に関する事例というのは、所沢市にとって示唆に富むものである。所沢市の図書館の指定管理者について、本社経費がこの指定管理料の中には含まれているのかどうか、また、もし含まれているとすれば収支計算においてはどこの部分なのか。

斉藤図書館長

本社の従業員の人事関係や給与関係の事務的な作業といったもの、こちらに配置される従業員の方の人的管理や福利厚生、研修といったことは本社において行うということになりますので、補足説明で申し上げた管理費に含まれていると思われま。

平井委員

人件費の中に含まれるということだが、そこにさらに本社の管理費が含まれているとすればおかしいのではないか。

斉藤図書館長

民間企業のなかの管理費の考え方は、詳しくは存じ上げませんが、一般的に、本社の本部において管理しているのが通常かと思います。それぞれの事業者による違いもあるかと思いますが、現在、管理費に含まれている

と聞いているところです。

平井委員

本社経費も含まれていると推測するという答弁だったか。

斉藤図書館長

雇用するための経費に係るもの、雇用した方の被服費とか研修費と
いったものも含めて管理費の中には入っていると認識しております。

平井委員

管理費については分かったが、本社経費にそういったものが含まれてい
るのか。そこが不明確だと、指定管理者に委託をする側としては、市の支
出が曖昧になってしまうと危惧するところである。

奥村図書館主
査

管理費14パーセントに係るものについては、あくまでも指定管理に関
わる経費であって、例えば、本社で働く方の給与費であるとか賃金である
とか、そういったものが含まれるものではありません。

平井委員

もし、指定管理するとなれば、第三者機関による収支決算のチェックと
いうのは考えているのか。

奥村図書館主
査

現在の想定では、第三者機関というのは図書館協議会ということです。

平井委員 所沢市以外の第三者機関が、ヴィアックスをチェックするという事は考えているのか。

奥村図書館主 査 特別に監査機関にお願いするということは、現在考えておりません。

平井委員 現在、所沢市の図書館に非常勤で勤めていらっしゃる方が、23名いるという議場での答弁があった。そのなかで、本会議においては、雇用の継続についてはヴィアックスとの話合いの中で決めてもらうという答弁であったが、これらの方々の保障については考えているのか。

斉藤図書館長 現在、本館、分館においては臨時職員の方に従事してもらっていますが、その方については、私どもも含めまして、指定管理者に十分に説明をしていただき、納得していただいた方については必ずとは言い切れませんが、引き続き雇用が可能と考えております。臨時職員は、司書の資格の有無もありますが、やはり長年にわたり図書館の業務を経験してきた方ですので、ヴィアックスとしても是非雇用については考慮していきたいと伺っておりますし、知識経験を引き続き活かしてもらいたいという意向かと思えます。

平井委員 臨時職員については、23名がリストラされるということで非常に不安

を抱いてると伺っている。そういう中で、市が保障をするという約束をしたと受け取ってよいのか。

斉藤図書館長

今後、指定管理者の方もおりますし、引き続き本館でも、臨時職員の方の雇用を考えているところであります。そういうなかで、可能な限り雇用は継続していきたいと考えております。

赤川委員

最終的にヴィアックスが総評価点が高かったということだが、競争原理が働くという意味で、一部の分館については他の業者が指定されるというケースもあっても良いのではないかと思う。我々の手元に選定委員会の会議録があるが、選定委員会においては、具体的にどのようなことが意見としてあげられたのか。

斉藤図書館長

競争原理の観点、あるいは均一的なサービスの提供といった観点、さらには、1社あるいは2社、また、どのような形での運営が適当なのかといった様々な議論がありました。そのなかで、もともとは2つの業者にお願いするということを検討しておりましたが、なかなか判断が難しいということで、結果的に評価点が一番高いヴィアックスを指定管理者としました。選定委員の方からは、他に、ご意見は特になかったと記憶しています。

赤川委員

図書館への指定管理制度導入については実績や経験がまだ無いという

ことで、仕方がない面があるということも理解できるが、同時に、最初だからこそ、様々なリスクを考えた場合に別の業者も入れるという選択肢もあったのではないかと思う。今回、指定を受けた会社とB社が、得点が近ければそういった議論もあったのではないかと思うが、どう捉えているのか。

斉藤図書館長

点数が拮抗していれば、その可能性については否定できませんが、現状では、そのような議論はありませんでした。

赤川委員

ヴィアックスは他の自治体の図書館においても、指定管理者として業務を行っているわけであるが、指定管理の期間について、当市では5年だが、他の市においては指定管理の期間はどうなっているのか。また、指定管理制度を実施しているところに視察に行ったそうだが、どのような印象を受けたか。

斉藤図書館長

期間ですが、3年から5年だと思いますが、それぞれ自治体によって違います。当市としては、安定した運営のためにも5年ということで選定委員会で判断をいただきましたので、その中で、サービスを向上できるようにしていきたいと考えているところです。視察の関係ですが、今年は杉並区の方南図書館、昨年度については、文京区に伺い、その外にも川崎市、千代田区などに伺いまして、指定管理等を行っている方から、また、それ

を所管している教育委員会からも話を伺いました。総評としては、様々な面において利便性が向上し、利用しやすくなったということでありました。また、新たな自主事業の展開を随分されているなという印象を持ち、私どももいろいろと工夫してやっていかなければならないと感じました。様々なノウハウを活かして、展示、講演会などを実施しておりましたので、当市におきましても、市民にとっての図書館として活性化されていくのではないかという印象を持ちました。

赤川委員

改善点については何かあったのか。

斉藤図書館長

新しい施設や古い施設などがあるなかで、運営が行いにくい場合もあると思います。その辺については今後工夫していく必要があるということでした。

平井委員

平成21年度に総務省から通達がでています。趣旨としては、これまでは行政改革をやり過ぎた面があり、行政サービスの適切なあり方について検討してほしいという内容であったかと思うが、この通達について山寄教育総務部長はどう受け止めているのか伺いたい。

山寄教育総務
部長

これまでの指定管理や民間委託という効率性だけを追及するという面もあったのかもしれません。今回、私どもの指定管理の導入については、

あくまでも図書館サービスの充実が目的であります。総務省の通達の趣旨につきましては、安かろう悪かろうではいけないということだと認識しております。

平井委員

通達の趣旨が示すものは意義深いと思う。行政が適切にスタッフを配置して行うべき領域があるのであり、今一度、行政のやるべきことについて検討をすべきである。指定管理について懸念を示す状況もあるのに、所沢市が急とも言える程に、指定管理を行おうとする姿勢に納得できない。図書館のサービスの充実などは、直営でもできることではないのか。

山崎教育総務
部長

直営では難しいと思います。今回、収支見積書をみると、それぞれ一定の給与を確保したうえで、人員が少なくとも現状の体制以上になることが明白でありますから、財源的に厳しいと感じます。民間のノウハウやアイデアを活用していき、同じ料金ならばより良いサービスを、同じサービスならより安くという観点で、私どもでは指定管理者の導入に踏み切ったということです。

【質疑終結】

【意見】

脇委員

公共図書館の業務が社会教育の一環であるということをしっかりと位置づけをして、また、国民の知る権利を保障するという重要な役割があることを認識すべきだと思います。また、図書館法においても公的な責任と

ということが明確に示されていると認識しており、先ほど2009年の総務省の通達もありましたが、まさしくそういう考えから所沢市職員の資質の向上ということに視点を置いてより良いサービスを求めたいので、この指定管理については反対します。

平井委員

指定管理を導入する場合には、所沢市の図書館ビジョンが先にあるべきであって、自分たちの方針が決まってから、指定管理するか直営にするかを決めるということが筋であると考えます。今回は先に指定管理者制度ありきということで早急に進められており、民主的手続きがないままに進められていると感じます。また、新所沢分館についても所沢市としての方針がないままに、指定管理をしていいのかという危惧もあります。さらに、そこで働く図書館職員の身分保障がいまだにはっきりしないまま指定管理しようとする問題点もあります。加えて、ヴィアックスの指定管理の状況を所沢市が曖昧に把握していると考えられることも問題であります。そして、今度の3・11の東日本大震災のときにも公共的な事業について、指定管理や民間委託などを推し進めたことによって職員が減らされ、職員が減りすぎたことにより、震災対策の対応が遅れているという大変な状況もあります。その意味で、本来図書館業務というのは、市民の社会教育の場を育てる場所でありまして、業者がやるべきものではないと思っております。本来の図書館法に基づく市民の知る権利、学びたい権利、そして、子どもたちを育てる権利を守るためにも、この議案については大反対いた

します。

【意見終結】

【採 決】

議案第80号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第81号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第55号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（教育委員会）

【補足説明】 なし

【質 疑】

脇委員

教育指導費における報償費についてであるが、寄付金が5万円入っているが、これはYMCAからの寄付金であり、平成18年度から継続という認識でよいのか。

江田学校教育

次長兼課長

ただ、平成21年度だけは別の団体からもらっていますので、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度についてYMCAからいただいている状況です。

赤川委員

歳出予算説明書の33ページ、図書館運営費で、協議会が3回ということだが、3回で十分なのか。

斉藤図書館長

これから、承認いただいたあと、半年間となりますので、その間、さらにビジョンや計画について考えていく中で、ご意見をいただくと考えておりますが、本年度だけではなく、来年度も含めて引き続きこの内容につきましてはお願いすることになるかと思いますが、本年度につきましては、3回のなかでご意見を頂戴していきたいと考えているところです。

赤川委員	どのくらいの目途でビジョンを作成していく考えなのか。
斉藤図書館長	現在におけるスケジュールですが、平成24年度には策定をしていきたいと考えているところです。
平井委員	所沢図書館の中長期計画のビジョンをつくるということだが、そうすると、それを、協議会の方に任せっきりにするのではなく、所沢市もある程度考え、基本計画や構想を持っていないといけないと思うが、どういうメンバーを想定して構想について策定していこうと考えているのか。
斉藤図書館長	現在、計画については、総合計画や教育委員会の教育振興基本計画もありますので、内容について検討しているところです。今後、市民や関係団体の方の意見等も賜りながら進めいきたいと考えています。
平井委員	協議会のメンバーについてはどのような構成なのか。
斉藤図書館長	協議会のメンバーについては、10名の方をお願いしておりまして、そのなかには学校教育関係者、社会教育関係者、幼稚園の関係、障害者支援関係の委員の方がおります。
平井委員	このメンバーの方が非常に重要であると思うが、そのメンバーの中に、

図書館に対して造詣が深い方で、市内の方がメンバーとして入る予定があるのか。

斉藤図書館長

現在、図書館協議会の方につきまして、2年間の任期でお願いしているところでございます。改選につきましては、来年の8月ですので、それまでは、先ほど申し上げた委員の方に引き続きお願いいたしまして、改選時点において適任の方を検討していきたいと考えております。

平井委員

そのメンバーに加えてほしいという要望が合った場合には、その要望は検討されるのか。

斉藤図書館長

私どもとしては、図書館のことを考えて、広い見識を持った方にお願いしていくつもりですし、情報を集めていく中で、お願いしていきたいと考えております。

平井委員

公募は考えているのか。

斉藤図書館長

多くの方に意見を頂戴していく中には、公募といった方法もあるかと思いますが、そういうことも含めまして、教育委員会の中で、検討していきたいと考えております。

脇委員

この債務負担行為補正における指定管理者に伴う施設管理委託料は、議案第80号、第81号に関連した委託料という認識でよいのか。

斉藤図書館長

そのとおりです。

【議案第55号教育委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午前11時16分

(説明員交代)

再 開 午前11時17分

議案第60号「所沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

この条例によって大きく変わる点は何かあるのか。

磯野障害福祉
課長

平成23年10月1日の障害者自立支援法の一部改正に伴う条例の規定の整備ということで制度自体に大きな変更はございません。主に法律の条文等の増減による条例の改正でございます。

久保田委員

この条例改正については他市も進めているのか。それともこれから作るところが多いのか。

磯野障害福祉
課長

10月1日分の法改正につきましては、他市も当市と同様に9月議会での対応を行うものと聞いております。

協委員

議案資料47ページにある、改正内容の「同行援護」の内容はどのようなものであり、当市における対象者はどのくらいいるのか。

磯野障害福祉
課長

同行援護サービスは、視覚障害によって移動に著しい困難を有する障害者等の外出時におきまして、当該者に同行し、移動に必要な情報を提供す

るとともに、移動の援護等を実施するものでございます。サービスの内容としましては、1点目が移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援であり、代筆や代読も含まれます。2点目が移動時およびそれに伴う外出先において必要な移動の援護、3点目が排泄、食事等の介護、その他、外出する際に必要となる援助であり、以上の3点が国から示されております。また、支援を必要としている状況においては、移動中でも目的的地内でもサービスの対象となります。現在の利用予定者は視覚障害者44名を見込んでおります。

協委員

この制度ができることによって、生活のサービスが大変充実すると期待している。利用予定者は44名ということだが、サービスの対象となる方はもっとたくさんいるということによいのか。

磯野障害福祉
課長

対象者は身体障害者手帳所持者のうち、本年7月末現在で、視覚障害者641名を把握しております。サービスの利用予定者44名以外の641名の方々についても支給要件に該当すれば利用できると思います。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第60号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第66号 「所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

植竹委員

災害弔慰金の金額は500万円という認識でよいのか。

美甘福祉総務
課長

生計維持の方が亡くなった場合には500万円、その他の方が亡くなった場合には250万円が支給されます。

植竹委員

分配はどのような形になっているのか。

美甘福祉総務
課長

この災害弔慰金は法に基づくものであり、日本赤十字社が集めた義援金の分配とは根拠が異なります。災害により亡くなられた方に対して災害の弔慰金として支給することになっております。

久保田委員

大変多くの方々の協力で義援金を集めることができたわけだが、現在までに日本全国でどのぐらいの金額が集まっているのか。

美甘福祉総務
課長

当市の義援金の総額は8,000万円を超えています。全国的には適時推移していますが、現時点で3,206億円になります。

赤川委員

現段階で災害弔慰金支給対象者の枠を広げたことによって、対象者は増加するののか。

美甘福祉総務
課長

当市では6月議会でも補正予算をお認めいただき、2人の対象者に支給いたしました。現在は範囲を広げても該当はございません。全国的には今後状況に応じて対象者が広がっていくものと思います。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第66号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第67号 「所沢市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例
制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

協委員

障害福祉サービスを行う施設が新体系に移行することについては指定
管理者と市の間で十分な協議が行われたと思うが、指定管理を行った当初
から移行しなければならないことが前提で指定管理者を選んだ状況だっ
たのか。

磯野 障害福祉

課長

指定管理を行った時点で障害者自立支援法が施行されておりましたの
で、新体系に移行することを予定しておりました。施設の移行については
利用者の状況を把握しながら指定管理者と協議を進めてまいりました。

協委員

この移行によって、所沢市立きぼうの園を現在利用している方々に何か
影響は出るのか。

磯野 障害福祉

課長

基本的にはサービス水準等は変わりません。

協委員

新体系に移行することに伴い、施設に通えなくなる、あるいは他の施設
に移らなければならないといった状況は生じないという認識でよいのか。

磯野障害福祉

課長

そのとおりでございます。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第67号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第56号 「平成23年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

基金残高はいくらか。

野村介護保険
課長

平成22年度末は11億8,807万5,376円です。今回の保険給付費準備基金の積み立てが2億5,298万3,000円、予想される利子積み立てが184万2,000円、また、平成23年度中に3億円の保険給付費準備基金の取り崩しを考えておりますので、平成23年度の年末残高が11億4,290万376円となります。

平井委員

取り崩した後の残額が約11億4,000万円あるという認識でよいのか。本会議では、取り崩し額は1億5,000万円と聞いたが、3億円は2年間分の取り崩し額ということか。

野村介護保険
課長

平成23年度に取り崩す額が3億円です。1億5,000万円は平成22年度の取り崩し額です。

平井委員

3年前の基金残高は、約9億7,000万円だったか。

野村介護保険課長 平成20年度末が6億4,495万6,650円、平成21年度末が9億7,104万6,847円です。

平井委員 平成21年度末で約9億7,100万円、保険給付費準備基金の取り崩しが平成23年度に3億円あり、現在の基金残高が約11億4,000万円という認識でよいのか。

野村介護保険課長 平成20年度末の基金残高が約6億4,400万円ありました。そこから平成21年度、22年度、23年度にそれぞれ、5,000万円、1億5,000万円、3億円の合計5億円の取り崩しを計画することになりました。平成21年度が終わった時点での残高が約9億7,100万円になります。

【質疑終結】

【意見】

平井委員 平成23年度末の基金残高が約11億4,000万円ということを確認できましたが、今年度は料金改定の時期であり、当市は今期5億円程度を保険料の引き下げに使ってきています。介護保険料は毎年加算されていくものであり、5億円の取り崩し金でも必ず保険料は上乘せされて毎年基金が上積みされていくことが分かりました。これから始まる介護保険料の改定についてもなるべく5億円以上を繰り入れて、高齢者の介護負担の重圧にならないよう求めて賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第56号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第57号 「平成23年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員 保険料納付金追加とは、当市が後期高齢者医療広域連合に精算して納める分という認識でよいのか。

美甘福祉総務課長 保険料納付金につきましては、県の後期高齢者医療広域連合に納めるものでございます。

平井委員 一般会計繰出金611万円の内訳はどのようなものか。

美甘福祉総務課長 一般会計繰出金につきましては、平成22年度の後期高齢者医療特別会計の収支残高を一般会計へ繰り出すものでございます。

平井委員 現在は後期高齢者医療制度の保険料の改定時期なのか。

美甘福祉総務課長 現時点で平成22年度、23年度の保険料につきましては同額でございます。

平井委員 以前に後期高齢者医療広域連合の議員に伺ったところ、保険料が引き下

がったという資料をいただいたのだが、この間に保険料は引き下がってきているのか。

美甘福祉総務課長 平成22年度、23年度につきましては、均等割が4万300円、所得割が7.75パーセントであり、平成20年度、21年度につきましては、均等割が4万2,530円、所得割が7.96パーセントです。

平井委員 保険料が下がっているというが、確実に保険料の引き下げが目に見われる額としては、平均いくぐらいなのか。

美甘福祉総務課長 保険料につきましては、料金改定後の当市の一人当たりの平均保険料は8万6,501円、改定前の平成21年度につきましては、8万9,698円です。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第57号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第55号 「平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)」
当委員会所管部分(保健福祉部)

【補足説明】 なし

【質 疑】

協委員

所沢市地域サロン整備費補助事業についてだが、設置される6ヶ所はどの地区が空き家を、どの地区が空き店舗を利用しているのか。

仲高齢者支援
課長

元町が空き診療所、松葉町が空き店舗、こぶし町が空き家、久米が空き家、若狭が空きアパート、和ヶ原が空き店舗でございます。

協委員

時間的な余裕がなかったため、依頼があったところから決まっていたとのことだが、仮に時間等の余裕があるようなケースであれば、もっと広く市民の意向を伺って決めることができたのか。

仲高齢者支援
課長

公募等の方法論についての検討等はしてありませんが、時間的な余裕があればもう少し広くお声がけすることは可能だったかと思えます。

平井委員

空き家、アパート、空き店舗に改修の必要がある場合に100万円を上限に市が補助金を交付するとのことだが、たとえば、空き診療所の利用人数は多く、空き家やアパートの利用人数は少ないと思う。交付対象に利用人数は関係ないのか。

仲高齢者支援 課長	<p>県の補助金交付要綱において、対象人数は交付条件になっていません。</p> <p>6ヶ所の地域サロンについては、大きくても30㎡、小さいところで16㎡であることから利用者の数に大差はないと考えております。</p>
平井委員	<p>月に2回の集会を行えば補助金が受けられるとのことだが、どのぐらいの期間にわたって運営すれば認められるのか。</p>
仲高齢者支援 課長	<p>地域サロンの実施要綱には月に2回以上と定めていますが、今回の6団体については、最低週に1回は実施していくと伺っています。また、開設場所を整備する補助金であるため、高齢者福祉以外のたとえば、政治集会などに使用するといった目的外利用については、県の要綱やこれから作成する当市の要綱では返還の対象になることから、年間を通じて福祉の用に資する施設になります。期間については最低5年間実施していただくことを考えています。</p>
平井委員	<p>最低5年間は月2回以上の高齢者の集いを行う場所があれば100万円の補助金が交付されるということだが、当市にはお達者倶楽部といった最大で年間15万円の助成事業もある。地域サロンを開設した後にお達者倶楽部に加入して運営に使用することは認められるのか。</p>
仲高齢者支援	<p>月に最低2回以上は地域サロンを実施していただきますが、それ以外の</p>

課長	日に同一あるいは別の運営団体がこの場を利用してお達者倶楽部を行うことについては補助金の対象になるかと思えます。
植竹委員	開設場所となる建物の改修・備品購入等の必要がある場合に補助金が交付されるとのことだが、備品についてはどこまで許されるといった決まりはあるのか。
仲高年齢者支援 課長	県要綱では、この事業に要する備品であれば特段の縛りはありません。しかし、事業主体である本市において、事業目的に該当しない備品については申請段階で協議を行った上でカットさせていただいています。
植竹委員	備品購入等の縛りがないということは飲食にも使えるということか。
仲高年齢者支援 課長	現行の地域サロンにおいてもお茶を飲んだり、お菓子を食べたりということはありますので、飲食については問題ないと考えております。ただし、飲酒に関しては地域サロンの目的から必ずしも反しているとは言えませんが、なるべく自粛していただきたいと思っています。
赤川委員	今回の対象団体の中にお達者倶楽部を行っている団体はあるのか。また、要綱のなかに事業を5年間継続できなかった場合は補助金の返還対象になるといった定めはあるのか。

仲高齢者支援課長 6団体のうち1団体はお達者倶楽部を実施しています。期間については当市の要綱の中で5年間継続しない場合、返還の対象となる旨を規定していきたいと思っております。

赤川委員 現在お達者倶楽部に登録している利用者が地域サロンを利用してもよいのか。また、要綱の中に返還義務を設けるつもりなのか。

仲高齢者支援課長 お達者倶楽部の会員が地域サロンに立ち寄ることは問題ないと考えております。返還義務については県の要綱に5年間継続と定めておりませんが、目的に反して利用した場合に返還義務が生じます。また、当市の補助金交付要綱においても返還義務については盛り込みたいと思います。

赤川委員 返還義務が生じる期間は当市次第で、たとえば、3年間、5年間と設定できるということによいのか。

仲高齢者支援課長 県の要綱には年数について規定しておりませんので、当市としては5年間と考えております。

協委員 地域サロンの実施会場でお達者倶楽部を別の団体が利用することは可能だということだが、地域サロンと同一のメンバーでお達者倶楽部を構成して利用することも可能なのか。

仲高齢者支援 課長	調整は行いますが、現段階では可能だと考えております。
協委員	二重に補助を受けることはできないというような扱いがあったかと思うが、形態が異なっても非常に同一性が高い場合も含めて丁寧に検討していただきたい。
仲高齢者支援 課長	今回は県の補助金交付要綱においても既成の事業は対象になっておらず、新規事業のみ交付対象になっております。つまり、現在お達者倶楽部を構成している上で施設を借りたい、整備したいといった場合は補助金の交付対象になりません。また、お達者倶楽部では、たとえば、社会福祉協議会から同一の補助金を二重に交付できないとなっておりますが、今回は運営費用ではなく、立上げの施設整備の費用であるため、地域サロンで施設を整備していただき、その会場を利用して新たにお達者倶楽部が立ち上がって運用されることについては、別々の事業が同一会場で活動することであり、補助金の二重交付とは考えておりません。
荻野委員	6団体ごとに形態の違いがあると思うが、各団体の会計報告や活動状況はどのように把握していくのか。
仲高齢者支援	初年度の施設整備部分については実績報告を県に上げる必要があります。

課長

すので、来年3月までに厳密な工事請負や備品購入等の伝票等を提出していただくことになります。2年目以降の施設整備に補助金は交付されませんが、図面の保管や備品台帳の作成はさせていただきます。また、活動利用状況について現行のサロンからも毎月報告をいただいていることから、利用実績については毎月当市に報告していただくことを考えております。

久保田委員

地域サロンは何名から構成できるのか。

仲高年齢者支援

地域サロンの利用者についてはお達者倶楽部と異なり、最低人数等の定

課長

めはありません。ただし、スタッフについては地域サロン開設時に最低2名は常駐していただくことを考えております。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午前11時58分

(説明員交代)

再 開 午後1時0分

議案第78号 「所沢市立みどり児童館の指定管理者の指定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

島田委員

選定委員会ではどのような点で株式会社コマームが利用者を増やすぐらい思えたのか。2点目として、現在の児童館では一般の小学生、中学生、高校生の利用はどれくらいあるのか。3点目として、参考資料 3の91ページ下に応募団体の文脈の「エンパワーメント」とはということなのか。

増田青少年課長

選定委員会では提出された申請書類に基づき、各社とヒアリングを行いました。特に株式会社コマームにつきましては、実績やこれまで培ってきたノウハウとソフト部門での先進性など、取り組みの真剣さが委員に評価されたものだと思います。2点目は、平成22年度で申し上げますと開館日数は294日で、幼児が6,368人、小学校低学年が1万5,803人、中学年が912人、高学年が690人、中学生・高校生が49人、その他が5,712人で合計利用者数が2万9,534人です。3点目の「エンパワーメント」については、母親達が自主的に活動できるように支援すること。そういう環境に導いていくということです。

島田委員

中・高生を合わせて49人の利用ということで、思ったよりも少ないような印象を受けた。中・高生は学校生活がたいへん忙しいものと考えてい

るが、今までよりは小中学生、高校生の利用が増えるということで期待している。市が考える放課後児童や青少年の健全育成にこうしたことが繋がっていくのか。また、子どもの健全育成を考えた時に、保護者の成長を望まずにはいられない。今回の指定業者は東京都内や埼玉県内で、保護者の活動、地域を含めた児童館運営を入れているが、どのような形で入れると選定委員会では評価されたのか。

増田 青少年課
長

健全育成の観点から、児童館が中・高生の居場所の一つという位置付けになる必要があると考えております。今回の指定管理者制度導入で、これまで休館としていた日曜日、祝日を開館日とし、約18%開館日数を増やす予定です。中・高生の利用も必ず増えるものと期待をしているところです。株式会社コマームの企画提案の中に中・高生の自主企画実現システムというのがあり、他の自治体においては企画立案の段階から自分達で工夫し、活動しており、みどり児童館においても、実施されるものと考えております。そのようなことにも評価が加えられたものと考えております。

久保田委員

児童館の件について附帯意見として突発的な事故が起きた場合の対応というようなことだが、地震や台風、大雨などについての対応を今後どのように考えていかれるのか。

増田 青少年課

突発的な事象につきましては、特に選定委員会で問題になった点につき

長 ましてはこの法人が財政的な理由で管理運営が難しくなった場合のこと
について議論をしていただいております。

久保田委員 事故というのはつきものであるが、そういうことも必ず指定管理者を入
れる中においてやっていく必要がある。その点についてはいかがか。

増田 青少年課 事故や災害等につきましては、管理運営マニュアルにより適正な対応を
長 いたします。

協委員 参考資料 3の1～2ページの仕様書の中の2基本方針(1)(2)で
かなりたくさんの項目について示されている。指定管理導入にあたって絶
対これだけは入れておかなければならないということで入っているのか。

増田 青少年課 指定管理を導入することで、サービスを低下することのないよう遵守す
長 べき法律や児童館運営の根拠などを示しています。

協委員 根拠というのは2基本方針(1)の児童福祉法第40条ということで
よいのか。

増田 青少年課 その法律は児童館の設置根拠です。
長

協委員	サービスの質を落とさないために入れてあるということで、この条例によって指定管理は根拠を持つと考えてよいか。
増田 青少年課 長	そのとおりです。
平井委員	関係法令の遵守ということで児童憲章・児童権利宣言・児童の権利に関する条約、地方自治法、児童福祉法、さまざま書いてあるが、これほどまでに守らなければならない子ども達の人権を、本来、所沢市が責任を持たなければならないこういった児童館や生活クラブなどの子ども達の放課後の育成場所を民間に委託するということをどこで決めたのか。方針の大もとを変えた場所はどこなのか。
桑原 子ども未 来部次長	平成 2 3 年第 1 回定例会で児童館の条例の一部改正をお願いしたところですが、その中で今後児童館に指定管理制度を導入することについてお認めいただいたということが根拠となっていると考えております。
平井委員	条例があるのは重々承知しているが、市長の発案なのか。あるいは、行革推進委員会等で決まったものなのか。
増田 青少年課	いずれにしても、最終的には市の方針として決定したものです。

長

平井委員

これは難しい問題で、今回は本館別館ともども指定管理をするということと出されたが、株式会社コマームという一つの指定管理業者に委託をしたという経過については、議場の中で説明があったか。

増田 青少年課

長

平成23年第1回定例会で児童館の条例改正をお願いしたときに併せてお願いしております。

平井委員

本会議場で、同じところに委託をする理由について部長が説明していたと思うが。

仲こども未来

部長

2室同じところに委託した理由というご質問ではなく、生活クラブをどのように分けるのかという質問であったと思います。

平井委員

一つの業者に指定管理をしたほうが、スケールメリットがあるような答弁をされていた。そのことをもう少し詳しく聞きたい。

増田 青少年課

長

建物は新設される新所沢複合施設と現在のみどり児童館でございます。児童館事業の一つとして生活クラブ事業があり、仮称第1生活クラブと仮称第2生活クラブという位置付けで、一つの運営団体をお願いをするもの

です。

平井委員

みどり児童館の本館と別館の子ども達が通う範囲について聞いたときに、清進小学区と北小学区が望ましいと答えていたと思う。

仲こども未来
部長

議場の答弁におきましては、決定事項ではありませんが、学校行事や休校日等を考慮しますと、学校ごとに利用されたほうがよいのではないかと判断をしているということで答弁をさせていただきました。

平井委員

これまでも指定管理については、一つの学校の中に生活クラブが2箇所あって、同じ学校から子ども達が通うのに一つの運営団体とせずに分けたという経過があった。その話と矛盾しているように感じる。市がやっていることは中途半端というか方針がないままにいろんなことがなされている。一貫したものがなく、その場その場でもって指定管理をされているのかという疑念がぬぐえない。指定管理をするにあたって一貫した方針はあるのか。

増田青少年課
長

現状では、11館の児童館に指定管理者制度を導入していくという計画がございます。みどり児童館に第1、第2生活クラブを設置した理由は、生活クラブの大規模化が課題となっており、みどり児童館の移設に伴い合わせて対応していくためです。方針としては、大規模児童クラブの解消と

計画的に指定管理制度を導入していくというものです。

平井委員

株式会社コマームを第1位としながら、もしものときに備えて、第2位の候補者を位置づけるということだがなぜか。

桑原 ことも未
来部次長

市の指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインの中に、不測の事態に備え、候補者に順位づけしておくというがあり、それに従って決めております。不測の事態というのは、指定管理者制度で4月から管理運営が開始されるが、そこまでの間に何かあった場合のことを想定しているものです。

平井委員

2番目に決まったのが点数で3位の団体ということだが、それはどういうことか。

桑原 ことも未
来部次長

第3回の会議録の中に審議の内容がありますが、児童館の管理運営に実績があり、しっかりした企業のほうがよいだろうという意見があり、2位の企業ではなく3位の企業を選定しました。3位の企業といってもさほどの点差ではなかったことから、あくまで選定委員会の合議の中で3位のところが次点という形になった次第です。

平井委員

本会議場で、児童館事業に限らず子ども達の育成をしている市内業者を

なぜ選定しなかったのかという質問に、市内業者はいないといった答弁であった。市内業者はいたのになぜはずれたのか。市内業者がいないとはどういうことか。

増田 青少年課
長

児童館運営の実績がある業者がいらないという意味で申し上げました。

平井委員

これまで生活クラブでは、障害児童も受け入れていたと思う。参考資料3の5ページに障害児童の入室に係る事項に「運用基準に基づき選定された入室予定者に障害児童がいた場合、市が設置する審査会での審査を経て入室を決定する」とあるがこれは市が決めれば、株式会社コマームが運営する生活クラブに障害児童も入れるという認識でよいか。

増田 青少年課
長

そのとおりです。

平井委員

入所の決定は市が行うという認識でよいか。

増田 青少年課
長

そのとおりです。

平井委員	次に、参考資料 3 の 7 ページの常勤職員のところで「常勤の児童職員を 6 名以上おく」と書いてあり、「その他、児童厚生員を 1 名、児童厚生員もしくは指導員を 2 名以上おく。なお、業務の遂行にあたっては、必ずしも当該担当に占用されるものではない」の「必ずしも」はどうふうを受け取ったらよいのか。
増田 青少年課 長	基本的な担当としておくということで、その上で例えば、繁忙時やサポート、応援が必要な場合には担当ではないから他をサポートしないという意味ではありません。
平井委員	基本的には常勤職員を 6 名以上おくということが守られるということ でよいのか。
増田 青少年課 長	そのとおりです。
平井委員	今はおやつ代を徴収しているが教材費は保護者が負担するのか。市が負担するのか。
増田 青少年課 長	現在、生活クラブの中でおやつ代を活動費として保護者のご了解をいただいで徴収しております。その中には教材費用が含まれております。ここ

で申し上げている教材費については、現在、生活クラブ以外の事業で折り紙等を消耗品として市が購入していますが、株式会社コマームが新たに事業を行うに当たりまして、消耗品以外に費用が発生した場合には、教材費としていただく場合もあるということです。消耗品の範囲で株式会社コマームが対応すれば発生はしないということになります。

平井委員

基本的には児童館だから無料ということか。

増田 青少年課
長

そのとおりです。

平井委員

参考資料 3の37ページの株式会社コマームから出された書類に安全管理および事故防止についてというところがある。これがいつ出されたかはわからないが、3月11日の大震災のあとでもあり、災害が発生し子ども達に命の危険などがあった場合に、最終的な責任というのはどこが持つようになっているのか。

増田 青少年課
長

災害に関しては災害対応マニュアルを整備させ、対応するように指示をしております。万が一建物が倒壊した場合には、当然建物については市が管理をしておりますので、最終的には市が責任をとることになります。

平井委員

子ども達を預かる場所として、業者にそういったことまで責任を持たせ

るというのはいかがなものか。そういうことまで指定管理者にしてしまっ
ていいものかという思いである。最終的な責任は市にあり、建物の崩壊で
はなく、子ども達の命を預かる場所として所沢市が責任を持たなくては
いけないと思う。責任の所在がはっきりしていないがどうなのか。

仲こども未来
部長

最終的な責任は市となります。

植竹委員

現状の直営の職員数はどのくらいか。

増田青少年課
長

正規職員が5名、臨時職員が4名、計9名です。

植竹委員

株式会社コマームの職員は常勤6名以上ということであるが、今後現状
の9名の職員はどうなるのか。

増田青少年課
長

正職員は異動となります。臨時職員については株式会社コマームのほう
から採用の提案がありましたので、意向を確認したうえで対応したいと思
います。

植竹委員

人件費はダブルコストにならないか。

桑原こども未
来部次長 指定管理者制度の導入が図られた場合には、正職員は異動で他の部署へ
移り、その分市役所全体の中では新規採用職員を抑えられるということ
で、ダブルコストとは考えてございません。

植竹委員 参考資料 3の36ページに施設経営が困難になる想定とその対策・
体制についてとあり、業務上の過失、自然災害等、日々最善の注意を払っ
て業務を遂行するが、想定外事故については、経営者賠償責任を負うと書
かれている。先ほどの最終責任は市が負うということとはどう違うのか。

桑原こども未
来部次長 ここでいっている経営者賠償責任というのは、あくまで株式会社コマー
ムの指定管理者側で、注意義務を怠ったなどして、損害を与えた場合に賠
償責任を負うということを意味しています。

【質疑終結】

【意見】

島田委員 民主ネットリベラルの会を代表してみどり児童館指定管理者制度に賛
成の意見を述べさせていただきます。児童館運営を指定管理者に委託する
事業は、市にとって初めての試みです。応募資格について市内業者とする
のではなく、埼玉県内又は東京都内に事業所を有するものも入れたのはよ
かったと考えております。なぜならば、所沢市児童館設置及び管理条例に
は児童館の目的は「児童館は、法に基づき児童に健全な遊びを与え個別的
又は集団的に指導し、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、

子ども会、母親クラブ及び青少年有志指導者等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする」となっています。児童館は留守家庭児童の生活クラブ事業だけでなく、やはり条例第4条（使用）にあるように「すべての児童に公開する」となっています。つまり、市内には児童クラブ事業を実施している事業者はあるものの、すべての児童や子ども会、母親クラブ及び青少年有志指導者等の地域組織活動の助成、増進に貢献できる実績がある業者がないからです。選定委員会が指定した株式会社コマームは、資料を読みますと児童館運営の中で大切な、主体的に母親達が互いに力を合わせて、また、地域の方々とも力を合わせて、健全な児童を育成する力を育成する取り組み等を東京都内や埼玉県内で実施実現している実績があります。その意味では、指定管理者の指定を受けた業者の平成24年度4月からの児童館運営に期待しています。今後とも、こども未来部が力を入れて作成した所沢市次世代育成支援行動計画に沿った児童館運営に、力を入れていただきますようお願いいたします。最後になりますが、所沢市児童館設置及び管理条例に基づいて、今後も順次全児童館に指定管理者を選定していくこととなります。その時には、みどり児童館の運営が全市にも当てはまることがあるならば、普遍化していき、青少年課には市内業者にも委託できるような市内業者の育成に可能な限り力を入れていただきたいとお願いいたします。今回、資料を読みますと、みどり児童館の指定管理に応募した市内業者は、選定委員とのヒアリングの中で、2011年度収支予算について年度及び合計の欄の

内容に齟齬が認められると指摘されています。このような指摘を受けるようでは、なかなか市内業者へ児童館運営を任せることが遠くなりそうです。市内業者への育成の中には、ぜひ、経営が健全に行われるような指導も青少年課にはお願いいたします。以上の意見を添えて議案第78号に賛成いたします。

脇委員

条例制定の時は直営が望ましいということで条例に反対したのですが、ここで条例制定されている中の選考の経過を見た中で、いくつか条件を付けて厳しいのですが、賛成という形にしたいと思います。児童館の仕事というのは、基本方針でも示されるように、本来公的に行われることが一番望ましいと思っております。今後児童館の指定管理をする中で、予算の面で経費の削減に視点が重くならないよう、本当に必要なところにはきちんと予算が付く形で、運営していくことが大切だということを強く求めたいと思います。今回児童館運営の実績のある団体が市内にないということで、市内で応募した団体も選ばれておりませんが、ぜひ、今後は様々な団体が運営を研修したり、様々な経験を積めるとと思いますので、市内の子どもを育てている活動をしている様々な団体が、参加できるような配慮をしていただきたいと思います。

平井委員

反対の立場から意見を申し上げたいと思います。先ほども指摘をしてきたように、児童憲章、児童福祉法に基づく施設として、児童館は本来、子

ども達の育成の場であると思います。それを業者に委託をしてしまうという所沢市のあり方に対しては、怒りをおぼえております。しかも、どんなによい業者だとしても、やはり、儲けが優先しますので、子ども達が危険な状況になった場合に、いったい誰が責任を負うのかと質疑の中でも事故が起きた場合は業者が、大災害のような場合には市に責任があるというような、あいまいにされたまま子ども達の育む場を業者に委託することに対しては反対であります。今回の場合には、本館別館と二つあったわけで、一つは清進小学校、一つは北小学校での範囲とし、せめて二つの指定管理者に受託をさせて様子を見るということも必要ではなかったかと思えます。なによりも災害の多い昨今、子ども達の命の危険、あるいは子ども達の放課後の生活の場を補償するということに対して、指定管理者制度で委託をしてしまうという市の方針にも反対したいと思えます。

【意見終結】

【採 決】

議案第78号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第79号 「所沢市立東所沢保育園の指定管理者の指定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

赤川委員

指定管理者の選定にあたり、非公募で決まったということだが、参考資料 3の81ページに選定委員から非公募にすることに対して疑義がはさまれた状況が書かれている。会議録上は要点筆記のため経緯についてももう少し細かく説明願いたい。

桑原こども未来部次長

会議の中で指定管理者選定にかかる事前審議事項について審議した中で、公募にすれば多くの団体からよりよい提案が集まる可能性があり、結果的に今まで以上によくなるのではないかというようなお話がありまして、事務局のほうでは最高裁の判例や指定管理者を選定するにあたって市のガイドラインの中に継続性が特に必要な社会福祉施設等で現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合は、非公募という一文もございますので、その辺のところも説明したうえで、委員には最終的に非公募ということで納得していただいた経緯がございます。

赤川委員

最高裁の判例については知ってはいるが、例えば、当然入園する前から指定管理者になるので運営が変わるとききちんと説明していれば結果は変わったかもしれない。選考委員にはどのように説明をされたの

か。

市川保育課長

委員会の中では横浜市の判例についてご説明させていただき、そういうリスクもある中で、今回の選定にあたって非公募ということについてはご理解いただいた状況でございます。先々のリスクに対するお尋ねとして、例えば、こちらから公募して変えるのではなくても運営する法人が致命的に継続できない状況に至った場合は、市が直営で指定保育園を管理することになる訳ですから、そういった事業主体が変わるときに損害賠償責任を負うのかといった質疑もございまして、横浜市の判例はそこまでの判事があったわけではないので、司法が最終的には判断をくだすため、結論についてはわかりません、とお答えしました。ただ、そういったリスクについては、あらかじめ入園時にご説明すれば、一定のリスクは回避できるのかという話はさせていただいたところです。

赤川委員

変わることを説明していた場合はリスクも回避されるということだが、今回の場合は説明をしていないわけである。今までのやり方でいくとずっと非公募ということである。担当課としてどう考えているのか。

仲こども未来
部長

議場でもご質疑いただき、事前に周知をしてまいりたいとの答弁をさせていただきました。具体的には、入園申請時の案内等に公設民営である旨の表記をしていきたいと考えております。

赤川委員

時期的にはいつから行うのか。

市川保育課長

来年度の入園に当たっては記載して周知していきたいと考えております。

協委員

福祉関係の継続性のある事業については、以前に予算の削減など様々な課題があり、議会の中からも提起され、教育福祉常任委員会でも視察等され、議会の意思として福祉に関する事業については非公募とするということがガイドラインに入れ込まれたわけである。この認識でよいか。

市川保育課長

ガイドラインの例外事項として、非公募とすることができる理由として設けられた趣旨は承知しております。そうしたことからこれまで非公募としてきたわけですが、このたび、選定委員会の中でも非公募のままでよいのかという議論もいただきましたし、制度的に今後ずっと非公募と決定したうえで運営していくのは厳しいところがあるかと思えます。実際には公募するか、しないかといったことにつきましては、お子さんへの影響を極力抑えなければいけないというのが我々の使命でございます。そうしたことから具体的には裁判例で出ておりますが、事務的引継ぎではなく、お子さんにとって担任が替わってしまうことに対する引継ぎ保育は、長いもので1年必要だということもあります。その間は人件費が二重コストになり、デメリットの面もいろいろと考えて判断していく必要があるわ

けです。ただ現時点で、ある程度公募によって運営主体が変わるとい
ことも知らしめておかないと、次なる検討もできないという状況がござい
まして、周知はしていくという考えかたでございます。

協委員

福祉に関する事業について、特に継続性のある事業についてガイドライ
ンを設けたということは、大変重いと認識している。様々な事業がある中
で、基本的には指定管理について賛成ではないというのは、こういう部分
の問題を危惧しているからである。指定管理を認めることの前提条件のよ
うにして、あらかじめ交代できるような状況を整えるということについて
は、どこでどのように検討され質疑に対する答弁になったのか。

仲こども未来
部長

市の指定管理制度のガイドラインにおきまして、例外規定が設けられて
おります。その中には、対応の継続性が特に必要な社会福祉施設等で、現
受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合は、
公募によらず選定することができるという内容になっております。現受託
団体が引き続き管理運営することが適当と認められるということをやは
りその都度検討していかなければならないものと考えております。

協委員

引き続き適当と認められるという判断は誰がするのか。

仲こども未来

公募、非公募も含め選定委員会の中で決定されるものでございます。

部長

協委員

保育園入園時に市側が保育園の運営主体が変わる可能性があるということ
をあらかじめ言うてしまうということは、既にその可能性を担保する
形にならないか。説明することで次期は公募により指定管理者を選定する
ということになるのではないか。

市川保育課長

次回は公募にするということを周知するという考えではありません。場
合によっては運営主体が変わる可能性がありますので、あらかじめご承知
おきいただきたいという趣旨になります。もともと5年間の指定管理者を
定めていることから、6年目以降について、なお引き続き運営主体が継続
的に運営するという事まで保証されたものではないということからい
たしますと、制度の趣旨をご理解いただくということをも含めまして、周
知させていただいて、実際には5年後の選定を行う段において、非公募と
するのか公募とするのかを決めるわけではありますが、あらかじめ制度とし
ての趣旨をご理解いただいておりますと非公募にするという選択肢し
かむしろないといった状況になりますので、今後そういったところを含め
て検討させていただくためのものがございます。

協委員

例外規定ができた経過を見てきた立場からして、引き続き適当と認めら
れるという状況が必要であり、想定されるから指定管理のガイドラインを

つくった中に入れた経過があるというそういう思いは白紙になってしま
うという印象を受けるがどうなのか。

市川保育課長

引き続き運営することが適切かどうかというのは、現時点での現法人の
状態であれば当然に継続するにふさわしい団体だという認識がございま
すが、引き続き管理することが適切でなくなる事態は起こりうるという前
提でとらえておく必要があるのではということでございます。

平井委員

指定管理者制度にはもともと反対だが、なぜそういうことがこうやって
議論になるのかわからない。どういった場合を想定しているのか。

市川保育課長

法人が運営を継続できなかった場合に市が賠償責任を負うのではない
かという具体的な選考委員からのご指摘もありまして、市としてのリスク
を回避するためにはどういった手段がとりうるのかということ、公募をした
り、法人が存続しえなくなって事業主体が変わる場合があることもあらか
じめご承知おきいただくために、知らせる必要があるということござ
います。

平井委員

他の指定管理に関してもそういうことが書いてあるのか。今回は曲解を
してわざわざ変えるというのは所沢市の方針が揺らいでいると感じる。議
場で質問されたから今答えているのか。今後はこういったことがあるから

と変わったのか。

市川保育課長

選定委員会で非公募とする理由についての質疑の中で、お二方から公募にすべきではないかというご意見と、運営主体が変わることについて保護者が法的に保護を受けてしまうんだとすると、市としてはそういうリスクを背負い込むのかというご指摘をいただきましたので、今後我々がどうすべきかということで考えさせていただいたということでございます。

平井委員

みどり児童館で指定管理をして、もしもの場合は直営にすると答えている。わざわざこんなことをしなくても、市が責任を持ちますということでもみんなが安心できるわけである。なんで答弁が違ってしまうのか。

桑原こども未来部次長

今回の候補者選定につきましては、非公募という判断が適当であったと考えています。その理由の一つとして最高裁の判例があります。この指定管理者制度の運用につきましては、もちろんみどり児童館もそうですが、定期継続監視を必ず市は行い、その中で万が一指定管理者としてふさわしくないことがあれば、市はまず指導をします。それから対応策を提出させます。それでもなおかつ改善できない場合には取り消しもできるものです。そのような場合には、最高裁で出た継続性のところにつきましては守りきれない部分がございます。その場合、一つには直営で行うこと、また、そのときの状況によってはいろんなことを考え、検討していかなければな

りませんが、このように将来的なことがすべて担保されているわけではなく、リスクもあることは否定できないので、入園する際の案内に一文を設けることは必要ではないかと考えております。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第79号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第55号 「平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)」

当委員会所管部分(こども未来部)

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第55号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午後2時08分

(説明員交代)

再 開 午後2時20分

議案第55号 「平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)」

当委員会所管部分

【意見】

協委員

反対の理由として、債務負担行為の補正の部分の中の、指定管理者に伴う施設管理委託料(所沢市立所沢図書館分館7館)については、議案第80号と議案第81号に反対をいたしました関連で反対をいたします。議案第80号と議案第81号の意見で申し上げた理由について、もう少し言うておかないと正確ではないと思い、反省いたしましたので、意見を述べます。本来は指定管理としてなじまない立場ですが、今回の選考については、3月議会でも多くの議論があったとおり、選定にあたる手続として、長期ビジョン策定が選考されていないということが主な理由であるということをつけ加えまして、債務負担行為の補正の部分について反対いたします。

平井委員

債務負担行為の補正の中に、所沢市立みどり児童館と所沢市立図書館分館7館について載っておりますが、理由については、議案第78号、議案第80号、議案第81号の意見で既に述べておりますので省略をして、反対といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第55号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のと

おり可決すべきものと決する。

休 憩 午後 2 時 2 8 分

(説明員交代)

再 開 午後 2 時 3 0 分

請願第7号 「所沢図書館の中長期計画策定方法の充実を求める請願」

吉村委員長

署名が411名追加されたので、御報告する。

赤川委員

この度の請願第7号について、請願の趣旨を正確に把握するために、参考人として請願者をお呼びし、意見を伺うことが適当であると思うので、請願者を参考人として呼ぶことについてお諮りいただきたい。

吉村委員長

請願第7号「所沢図書館の中長期計画策定方法の充実を求める請願」の審査については、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、参考人として後藤 暢氏の出席を求め、意見を伺いたいと思うが、これにご異議ないか。（異議なし）

審査日は委員会審査予備日である9月13日（火）とし、午前9時から開会することによいか。（委員了承）

散 会 午後2時32分
